

支部細則

〔細則〕

第 1 条 この細則は、近畿大学校友会会則（以下「本会会則」という）第 16 条の規程により定める。

〔目的〕

第 2 条 支部は、近畿大学校友会（以下「本会」という）との連携を密にし、併せて支部会員相互の親睦を図り、母校及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

〔支部の種類〕

第 3 条 会員は、本会会則第 22 条の規定により、次の各号の支部を設ける事ができる。

- (1) 地域支部は、同じ地域に在住又は勤務する者で会員が 80 名以上で組織する。日本国外に地域支部（海外支部）を設ける場合には、当該地域に在住又は勤務する者で会員が 20 名以上で組織する。
- (2) 職域支部は、同一職域に従事する者で会員が 20 名以上で組織
- (3) 専門職支部は、同等の資格を有し専門の職業に就いている者で会員が 20 名以上で組織する。
- (4) 多様性支部は、前号以外の支部で、会員の多様性を確保し、会員相互の更なる親睦を図り、母校、本会及び地域社会の発展に寄与することを目的とする支部で会員が 20 名以上で組織する。

〔支部の名称〕

第 4 条 支部の名称は、近畿大学校友会〇〇支部と称する。

〔結成の報告〕

第 5 条 支部長は、支部を結成した時は、本会に対して 1 ヶ月以内に、支部の会則・役員名簿並びに会員名簿を提出しなければならない。

〔会務の統括〕

第 6 条 支部は、本会の統制に従い、支部長は支部の会務を統括する。

〔総会の開催〕

第 7 条 支部は、年 1 回以上支部総会を開催しなければならない。

- 2 前項の支部総会については、電磁的方法等により開催することを妨げない。

〔総会の報告〕

第 8 条 支部長は、支部総会の経過報告及び支部会員の異動・活動状況を本会に報告しなければならない。

- 2 支部長は、毎年本会が開催する支部長・同窓会長会に出席しなければならない。また、支部長は、当該支部の役員を代理人として出席させることができる。

〔休眠支部の定義とその支援〕

第 9 条 休眠支部とは、細則第 7 条に基づき総会を 3 年に渡り、開催されていない支部を言う。

2 事務局は、休眠支部の実態を調査し、執行部会議に報告する。

3 支部長は、会長あてに再活動支援願いを提出し、執行部会議の承認のもとに事務局は再活動に必要な支援を行う。この支援は最長 2 年とする。

4 最終的な支部の再活動の可否は執行部会議が判断する。

〔再活動手続き〕

第 10 条 休眠支部が再活動可能と判断された場合は、次の手続きを経るものとする。

(1) 支部長は、支部再活動報告書を会長あてに提出し、執行部会議で再活動の承認を得るものとする。

(2) 再活動をする場合は、新たに支部会則・役員名簿並びに会員名簿を提出しなければならない。

〔支部の廃止〕

第 11 条 支部廃止の取扱

(1) 支部活動の継続が困難になった支部は、支部長が速やかに会長あてに支部廃止届を提出することとする。

(2) 9 条 4 項で再活動不可能と判断された休眠支部は、支部長もしくは支部の代表者が会長あてに支部廃止届を提出することとする。連絡の取れない支部については事務局が現状報告書を作成し、会長あてに提出するものとする。

(3) 当該支部から支部廃止届、または事務局から現状報告書が提出された場合は、執行部会議で承認のもと会長は支部を廃止する。

〔任期〕

第 12 条 支部役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

〔改廃〕

第 13 条 この細則に定めるものの他、必要な支部に関する事項は執行部会議の議を経て別に定める。

附 則

本細則は、平成 17 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

本改正細則は、平成 24 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

本改正細則は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

本改正細則は、平成 30 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

本改正細則は、令和2年12月14日から施行する。

附則

本改正細則は、令和3年3月22日から施行する。